

# 一般財団法人佐々木泰樹育英会

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人佐々木泰樹育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人の目的は、次のとおりとする。

- (1) 建築を専攻し、社会に有益な建築を自立した立場で提案、実現する建築家を志す大学院生（組織設計事務所、建設会社、不動産開発業者等への勤務を希望する者を除く。）に対する経済的支援に関する事業を行い建築文化の発展に寄与すること。
- (2) 公正かつ自由な社会の実現のため法曹を志し、司法試験合格後に法律を学んでいる大学生、大学院生、法科大学院生又は司法修習生に対する経済的支援に関する事業を行いより良い社会の形成に寄与すること。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築を専攻する大学院生に対する奨学金の給付
  - (2) 司法試験合格後に法律を学んでいる大学生、大学院生、法科大学院生又は司法修習生に対する奨学金の給付
  - (3) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。
- (1) 不動産の賃貸
  - (2) その他この法人の公益目的事業の推進に資するために必要な事業
- 3 第1項の事業は日本全国において、前項の事業は東京都23区内においてそれぞれ行うものとする。

- 4 第1項に定める事業の対象者を選考するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 第1項第1号に定める事業その他の建築文化の発展に寄与する事業（以下「建築関連事業」という。）に用いる資金と同項第2号に定める事業その他のより良い社会の形成に寄与する事業（以下「法曹関連事業」という。）に用いる資金は、原則として、各事業年度において、同等とする。

### 第3章 資産及び会計

（設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

第5条 この法人の設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者	佐々木泰樹
住所	東京都中央区佃1丁目11番9-1403号
拠出財産	現金 300万円

（基本財産）

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くとともに、この法人が開設したホームページ上に掲載して、一般の閲覧に供する。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この法人が開設したホームページ上に掲載して、一般の閲覧に供する。また、定款を主たる事務所に備え置くとともに、同ホームページ上に掲載して、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会長とし、評議員会の決議によって選定する。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財

産によって生計を維持している者

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうち、評議員のいずれか1人及びこれと親族関係を有する者その他の法令で定める特殊の関係がある者の合計数は、評議員総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 この法人は、評議員に対し、評議員会等の会合への出席 1 回につき、3 万円（税抜）の報酬を支給する。ただし、会合への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

2 この法人は、評議員に対し、その地位にあることのみに基づいて報酬等を支給しない。

3 この法人は、理事会の承認を得て、評議員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。なお、理事会の事前承認を経ていない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

4 第 1 項に定める報酬額がこの法人と同種の法人における評議員に対する報酬額の相場から著しく乖離している等の特段の事情が存する場合には、評議員に対する報酬額を評議員会の決議により変更することができる。

5 評議員の報酬等の支給に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会長が務める。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬の改定

(3) 理事及び監事の報酬等の支給に関して必要な事項の制定

(4) 評議員の報酬の改定

(5) 評議員の報酬等の支給に関して必要な事項の制定

(6) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

(7) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、これらの附属明細書及び財産目録の承認

(8) 定款の変更

(9) 残余財産の処分

(10) 基本財産の処分又は除外の承認

(11) 合併

(12) 事業の全部又は一部の譲渡

(13) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年 1 回、毎事業年度開始前に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対し、評議員会の日時、場所、目的である事項及び当該目的に係る議案の概要を記載した書面又は電磁的方法でその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、評議員総数（評議員現在数）の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員総数（評議員現在数）の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の報酬の改定
- (2) 評議員の報酬の改定
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 合併
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録は、各評議員の個別の意見が明確になるように作成しなければならない。

- 3 出席した評議員及び理事は、第1項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

### (役員を設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
  - 3 理事のうち1名を副理事長とし、副理事長は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき、その職務を代行する。副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事ではない。

### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からそれぞれ選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1人及びこれと親族関係を有する者その他の法令で定める特殊の関係がある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（これと親族関係を有する者その他の法令で定める特殊の関係がある者を含む。）、評議員（これと親族関係を有する者その他の法令で定める特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族関係その他の特殊の関係があってはならない。

### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(責任の免除又は限定)

第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項に定める役員（理事及び監事）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 この法人は、理事及び監事に対し、理事会、評議員会等の会合への出席 1 回につき、3 万円（税抜）の報酬を支給する。ただし、会合への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。

2 この法人は、理事及び監事に対し、その地位にあることのみに基づいて報酬等を支給しない。

3 この法人は、理事会の承認を得て、理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。なお、理事会の事前承認を経ない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。

4 第 1 項に定める報酬額がこの法人と同種の法人における理事及び監事に対する報酬額の相場から著しく乖離している等の特段の事情が存する場合には、理事及び監事に対す



る報酬額を評議員会の決議により変更することができる。

- 5 理事及び監事の報酬等の支給に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 建築関連事業及び法曹関連事業の対象となる者の選考

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、理事総数（理事現在数）の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数（理事現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 第8条第1項に定める事業計画及び収支予算
- (2) 第9条第1項に定める決算
- (3) 事業の一部の譲渡
- (4) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

- 3 贈与等に係る財産が贈与等をした者又はその者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を得ることを必要とする。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、理事及び監事それぞれの個別の意見が明確になるように作成しなければならない。

- 3 出席した理事及び監事は、第1項の議事録に記名押印する。

## 第8章 選考委員会

(選考委員会)

- 第34条 この法人に、建築関連事業及び法曹関連事業の対象となる者を公正に選考するために、理事会の諮問機関として選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、建築関連事業対象者の選考を目的とするものと法曹関連事業対象者の選考を目的とするものの2種類とする。
  - 3 選考委員会は、5名以上の選考委員をもって組織する。
  - 4 建築関連事業対象者の選考を目的とする選考委員会は、建築の分野における経験と知見を有する選考委員が2分の1以上でなければならず、法曹関連事業対象者の選考を目的とする選考委員会は、司法の分野における経験と知見を有する選考委員が2分の1以上でなければならない。
  - 5 選考委員は、この法人の理事若しくは評議員又は外部の者から、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
  - 6 選考委員には、各選考委員相互に親族関係その他の特殊の関係にある者が含まれてはならない。
  - 7 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 8 この法人は、選考委員に対し、審査料として、審査会への出席1回につき3万円（税抜）の報酬を支給する。ただし、審査会への出席に伴い生じた交通費は別途支給しない。
  - 9 この法人は、理事会の承認を得て、選考委員に対し、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。なお、理事会の事前承認を経ない場合には、直近の理事会において報告の上、事後承認を得なければならない。
  - 10 選考委員は、建築関連事業又は法曹関連事業の対象者になるべく申請した者との関係が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者に関する議案の審議及び議決に加わることができない。
    - (1) 選考委員が直接面識のある者が申請者であるとき。
    - (2) 選考委員が直接面識のある者の2親等以内の親族が申請者であるとき。
    - (3) 審議及び議決に際して公正かつ適正な判断がなされないおそれがある特別な関係が選考委員と申請者との間に認められるとき。
  - 11 選考委員は、審査会に自ら出席して意見を述べなければならない。代理人の出席は認められない。
  - 12 選考委員会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 補則

(細則)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員

伊東毅  
大野博史  
小林洋一  
齋藤幹久  
齋藤夏子  
立野瑠香  
山本唯倫

設立時理事

佐々木泰樹（理事長）  
寺島秀昭（副理事長）  
白石雅信  
立野晴朗  
堂免拓也  
富永讓  
長島明夫  
安田博延

設立時代表理事（理事長）

住所 東京都中央区佃1丁目11番9-1403号  
佐々木泰樹

設立時監事

金谷政徳  
中野竹司

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第7条にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

以上、一般財団法人佐々木泰樹育英会を設立のため、設立者の定款作成代理人である、司法書士野崎潤一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成28年 4月 1日

設立者 佐々木泰樹

上記設立者の定款作成代理人

東京都中央区日本橋三丁目8番9号  
司法書士 野 崎 潤 一  
(登録番号 東京 第1489号)